

三田市告示第 174 号

下記「公示送達書」に掲げる書類について、送達を受けるべき者の住所、居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び、三田市市税条例（昭和32年条例第12号）第18条の規定により、その旨を公示する。

なお、当該書類は、三田市税務課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

また、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

令和 8年 8月 13 日

兵庫県三田市長 田村 克也

記

送達を受けるべき書類の名称

送達を受けるべき者の氏名

公示送達書

令和8年8月13日

兵庫県三田市長 田村 克也

送達すべき書類の名称				送達を受けるべき者の氏名
令和 8 年度	市県民税・森林環境税	第 2 期～第 4 期	更正（決定）通知書	TRAN MINH THIEN
令和 8 年度	市県民税・森林環境税	第 1 期	納税通知書	上田 蓮
令和 8 年度	市県民税・森林環境税	第 1 期～第 4 期	納税通知書	岸根 拓巳